

参議院商工、外務委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十五年十二月二十日(火曜)午
前十時二十九分開会

委員氏名
商工委員
委員長
理事
理事
理事
理事
理事
理事

鈴木 亨弘君
川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君
赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
小林 英三君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿具根 登君
阿部 竹松君
近藤 信一君
棒 繁夫君
吉田 法晴君
向井 長年君
加藤 正人君

外務委員
委員長
理事
理事
理事
理事
理事
理事

木内 四郎君
青柳 秀夫君
井上 清一君
鹿島守之助君
森 元治郎君
草葉 隆圓君
笹森 順造君
杉原 荒太君
苦米地英俊君

出席者は左の通り。

商工委員
委員長
理事

永野 護君
野村吉三郎君
堀木 鎌三君
加藤シヅエ君
小林 孝平君
佐多 忠隆君
羽生 三七君
大和 与一君
曾根 益君
石田 次男君
佐藤 尚武君

委員
委員長
理事

鈴木 亨弘君
川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君
赤間 文三君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿具根 登君
棒 繁夫君
吉田 法晴君
向井 長年君
加藤 正人君

委員
委員長
理事

青柳 秀夫君
井上 清一君
木内 四郎君
吉田 法晴君
阿具根 登君
山本 利壽君
鈴木 万平君
斎藤 昇君
岸田 幸雄君
上原 正吉君
赤間 文三君
牛田 寛君
栗山 良夫君
古池 信三君
川上 為治君
鈴木 亨弘君

委員

政府委員

事務局側

説明員

本日、の会議に付した案件
○海外経済協力基金法案(内閣提出、
衆議院送付)

〔商工委員長 鈴木亨弘君委員長席
に着く〕

○委員長(鈴木亨弘君) これより商
工、外務委員会連合審査会を開会いた
します。

先例によりまして、私が本連合審査
会の委員長職をつとめます。

それでは海外経済協力基金法案を議
題といたします。

本案につきましては、すでに商工委
員会において趣旨説明を聴取しており
ますので、外務委員長との協議に従
い、最初に政府委員より本案の内容の
概要について説明を聴取し、引き続い
て質疑を行なうことといたします。な
お、質疑にあたりましては、主として
外務委員の方の質疑を優先してお願い
することといたします。

それでは、まず本案の内容について
説明を聴取することにいたします。

○政府委員(中野正一君) それでは、
私からお手元にごさいます資料の、本
日御審議をお願いいたします海外経済
協力基金法案の概要について説明さし
ていただきます。

法律に従いまして、そう条文が長く
ございませぬので、あらましを御説明
したいと思ひます。

第一章の総則の目的のところにごさ
いますように、本基金は東南アジアそ
の他の開発途上にあります海外の地
域の開発に必要と寄与するために、そ
の開発に必要な金であつて日本輸出入
銀行及び一般の金融機関から供給を受
けることが困難なものについて、その
円滑な供給をはかる等のために必要な
業務を行ないまして、もつて海外経済

協力を促進することを目的とすると書
いてございませぬが、東南アジア地域そ
の他の開発途上にあります地域は、
資源の開発、利用、ないしは工業化と
いうようなものはかりまして、急速
な経済の発展と国民生活水準の向上を
意図して、真剣になつてやっております
わけでございますが、何と云ひましても、
こういふ低開発国につきましても、
は、資本なりあるいは技術面が非常に
弱体でございまして、そういう面が多
くのものを先進工業国の援助に仰ぎた
いということ非常に熱望しておるわ
けであります。一方先進工業国の方の
側といたしまして、このような要請
にこたへまして、これらの国に対する
経済協力を推進するということは、必
ずしも直接的な貿易の増加ということ
にすぐ結びつかないにいたしまして
も、世界的な経済の地域的な不均衡と
いいますか、地域的な格差といひま
すか、そういうものを是正をいたしま
して、長期的には経済関係を増進し、ひ
いては輸出入市場の開拓、確保にも資
することになるわけでございませぬ。そ
ういふ意味合いにおきまして、最近特
に世界的に低開発国に対する先進諸国
の経済協力ということが、非常に、こ
れは二国間の援助にいたしまして、も
あるいは国際的な規模における国際的
な協力関係における経済協力という両
面からいたしまして、非常に積極化し
ておることは御承知の通りでございま
して、最近では特に従来からあります
る世界銀行だけでは低開発国の援助に

不十分であるというので、先般第二世銀ができて、これは特に低開発国に對しまして長期、低利の金を貸す、しかも貸した金の返済につきましては現地通貨でもよろしい、いわゆるソフト・ローンというような新しい形をとりまして、従来から行なわれておりました世界銀行の機能だけでは低開発国の援助は不十分であるということで、これができるように、日本もこれに近く出資をする準備を進めておるわけでございす。また最近低開発国援助グループというものが十カ国でできてまして、すでに三回ほど会議が行なわれておりますが、そういう形をもちまして、お互いに先進諸国が低開発国の援助についてはお互いに横に連絡を十分にとりながらやっていくというふうなような会議もでき上りまして、世界的にはそういう情勢にあるわけでございまして、このような情勢下におきまして、わが国といたしましても、経済協力を一そう積極的に進める必要があるわけでございす。が、従来、御承知のように、経済協力に必要な資金の提供機関といたしましては輸出入銀行がもっぱらこれに当たっておったわけでございす。輸出入銀行はその金融機関としての性格上貿易を主とする、経済交流を促進する、すなわちわが国の輸出入市場の開拓または確保ということをする目的とする金融を行なうわけでございまして、もちろん輸出入銀行も投資金融、海外事業金融等をやりますが、主体はやはり輸出入市場の輸出入金融が主体でございまして、この輸出入銀行を通じて投資の促進ないしは長期信用の供与というような形で、経済協力に必要な資金を出し

てきたわけでございす。が、この開発途上にある地域の産業開発に寄与することを目的といたしまして経済協力の要請に應ずるための金融という面からいいますと、まだ非常に不十分なところがあると考えられるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、今度作りたいと考えております海外経済協力基金は、端的にこのように要請にこたえまして、東南アジアその他の開発途上にあります地域の産業の開発に寄与することを直接の目的といたしまして、その開発に寄与する事業のために必要な資金を輸出入銀行なり一般の金融機関からの通常の条件で貸付を受けることがむずかしいというふうなものを、またこの輸出入銀行が直接に出資をするというところは、出資のための金融はいたしまして、直接に出資はできないことに、金融機関でございすので、なっております。が、そういう、どうしてもやはり出資をしないというところと開発がうまくいかないうちのような場合には、この基金は出資をすることができ、ことになつております。またあとで御説明いたしておりますが、いろいろ海外に進出して事業をいたします場合には、慎重に、準備の段階で十分な調査をやらないうまくいかなないのでございまして、そういう準備のために行ないます調査に要する金というものはこの基金は貸付ができる、またいろいろ試験的に小さな規模で、現地で試験的に操業をやってみるということも必要でございまして、そういうものにも金を出せる。またこのような業務に関連をいたしまして、基金がみずから調査をするということも、この基金はできることになつ

ております。そういうことで、この目的に書いてございすように、協力基金は、輸出入銀行等では不十分であるという面につきまして、必要な資金の供給をはかって、もって経済協力を促進したいということでございす。第一条の三行目に、「円滑な供給を図る等のために必要な」と、「等」という字がございす。これは先ほど申しましたように、資金の供給だけでなく、みずから調査業務ができるといふことが規定されておりますので、念のために「等」という言葉を入れておるわけでございす。それからこの経済協力基金の資本金は幾らかというものが第四条に書いてございまして、これは附則にありまして、三十三年にできた経済基盤強化法によりまして、東南アジア開発協力基金として日本輸出入銀行に出資をされた五十億、これがまあいろいろな事情で今まで全然使わずにそのままになっておりましたので、これを輸出入銀行から引き継ぐということに五十億がその出資金になるわけでございす。それから八条の方のことは、これは五十億を三十三年から預けまして、それを資金運用部に預けまして運用しておりました。その運用益が出たに参りました。この運用益も同時に本基金に輸出入銀行から引き継ぐと、従って、資本金としては五十億プラスの運用益ということになるわけでございまして、この運用益は十月末現在で三億七千五百万円になっております。これが、本基金が、まあ大体会会で議決されましますという、三月の終わりでにはできますので、そのでき上がるまでにまた運用益が少したまるわけであ

ありますが、そのでき上がるまでにたまった運用益を五十億にプラスいたしまして出資をする。それから第二項に書いてございすように、政府は、必要がある場合には予算の定める金額に従いまして基金に追加出資をすることができ。この追加出資をいたしますという、特別に法律改正を要せずいたしまして資本金がふえるということが第三項に書いてあるわけであります。もちろんこの基金の仕事からいたしまして、今後の情勢からいたしまして、さしあたりは五十億で本年度中に発足したいと考えておりますが、来年度にはまた相当の増額の予算を今大蔵省と折衝いたしておりまして、三十二年度には相当の額をこれにプラスしたいというふうなことを考えております。それから、あとまあ定款等の事項は、大体はかの特殊法人の例文でございすので省略させていただきますと思ひます。

五ページに参りまして、第二章役員でございす。役員には総裁一人と理事二人、監事一人ということになりまして、総裁の職務、権限、特に本基金の特徴について申し上げますと、第十条に総裁と監事は内閣総理大臣が任命するとありますが、理事二人のうち一人は輸出入銀行の理事をもってこれに充てるということにいたしておりました。先ほど御説明いたしましたように、輸出入銀行からは金が出にくいというものを本基金で取り扱うわけであります。また事務の一部は輸出入銀行に事務当局の委託をする。またそういう関係で、輸出入銀行との関係について本基金が適正な調整をしなきゃならぬという審議規定がございす。が、そのういうことがございすので、その意味合いにおきまして、理事のうちの一人は輸出入銀行の理事をもってこれに充て、両者の関係が円滑にいくようにしたいというふうなことを考えております。それからあと役員の方格事項、解任等は、これは大体例文でございまして、八ページに参りまして、第十七条に、「基金に、運営協議会を置く。」ということになっております。経済協力というのは、御承知のように経済外交の面で外務省、通産省、それから貿易、産業という面で通商産業省、また為替金融という面で大蔵省、非常に関係が深いわけでございす。そのために非常に経済協力がなかなかうまくいかぬのじゃないかというふうな非難も、ときどき民間の方々からわれわれは聞いておるわけであります。その間につぎましては十分横に連絡をとってやっておるつもりでございす。が、特にこの基金につきましては、経済企画庁が主管をいたすものであります。今申し上げましたように、関係行政機関が非常に多い。たとえば農業関係あるいは水産業が海外に進出するという場合、やはりこれは農林省でないとなかなかこの実態がわからない。従って相当実質的な審査は農林省がやるということになるわけでございす。また建設業が進出する場合には、これは建設省でない、これもまあ農林省じゃわからない、経済企画庁でも十分わからないというところになりますので、どうしても基金の運用にあたりましては非常にその関係行政機関の所管事務、所掌事務と密接に關係が出て参ります。そういう關係でこの運営協議会というものを置かしまして、これは総理大臣が

任命する委員十五人ということになつておりました、これは全部行政官庁の、行政機関の職員がこれになるわけでございます、今言いましたように、外務省、通産省、農林省、建設省あるいは厚生省というところの間の関係の職員が委員に任命されると思ひます。そういったしまして、この基金がいろいろ関係省の所掌事務と関係が深いので、一々個々のそういうものの意見を聞くということになりますと、非常にまた繁雑でございますので、運営協議会が合議体として審議をしていく。そうして意見があれば総裁に合議体として運営協議会が意見を述べる。こういうことにすれば、横の連絡もうまくいくし、基金との関係も非常にうまくいくのではないかと、この實際問題を考えまして、基金に運営協議会を置くことにいたしましたわけでございます。

それから第三章、業務のところでございますが、業務の範囲のところにありますように、「東南アジア等の地域の産業の開発」「等」というように特にメンションいたしましたのは、何と申しましても東南アジアはわが国とは地域的にも近いし、これらの国との経済関係を円滑にいたしますことが非常に大事なわけでございますので、またいろいろな最近の経済協力の案件等を見ましても、やはり今のところは東南アジアが非常に案件が多いということになっておりますので、特に東南アジアということを示したわけでございます。しかしもちろんこれは東南アジア以外の中南米でございますとか、あるいは中近東等の低開発国も当然この範囲に入ってくるわけでございます。その「開発に寄与し、かつ、本邦との経済

交流を促進するため緊要と認められる事業のために必要な資金を貸し付けること。」「二番目に貸しつけるだけでは工合が悪いというときには出資もできます。それから「開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のために必要な」金も貸せる。前三号の業務に関連いたしまして必要な調査も行ない得るということが書いてあるわけでございます。二十一条にそれをさらにしほりまして、その開発事業について輸出入銀行なり、一般金融機関から通常の条件で資金の貸付を受けることが基金以外の者から出資を受けることが困難な場合、それから二番目に「開発事業に係る事業計画の内容が適切である、その達成が確実であると認められる場合に、初めて金を貸し得る、出資をし得る」ということになっておるのでございます。通常の条件で貸付を受けることが困難といふのは、この基金の方にいろいろ詳細に貸付の条件が書いてあります。こういうことから考えまして、とても輸出入銀行では扱いにくいというふうなものは、この基金の方に該当してゐるということに考えております。それから第二十二条は業務方法書でありまして、これは経済企画庁長官の認可を受けてもろることになっておるわけでございます。それから先ほど御説明いたしました、事務の一部を輸出入銀行に委託し得るということになっております。

それから第四章の財務、会計でございますが、これも大体はかの特設法人と同じ例文でございますので、ただいろいろな計画につきましては、全部経済企画庁長官の認可なり承認ということになっております。それから第十五ページに参りまして監督でございますが、基金の監督は経済企画庁長官が行なうということにいたしております。それから雑則、罰則等は大体例文でございます。ただ三十六条に、「経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣」と、この三大臣が一番関係が経済協力については深いわけでございますので、こと十分連絡をとる意味合におきまして、認可をする場合、承認をする場合には、単独でやらずに、関係の大臣に協議してやるということにいたしておるわけでございます。最後に附則の施行期日でございますが、これは公布の日から三十日をこえない範囲で政令で定める日に施行いたします。それから総理大臣がこの総裁、監事となる者を指名をいたします。それから設立委員というものを命じまして準備をさせまして発足させるわけでありまして。

ただ附則十八条から二十条までの規定は輸出入銀行法のいわゆる基金の、先ほど申しました東南アジア開発基金の規定を削除する附則になっております。これは二段がまえにいたしましたのは、この場合は発足の日にその基金を引き継ぐということにいたしておりますので、二段がまえで三十日と六十日でございますので、法律が通りましてから九十日以内には発足できるといふことになるわけでございます。三十五年度中になるべく早く発足させ得るというふうになっております。あとは大体経過規定なり関係法令の改正等でございますので、説明を省略させていただきます。

○委員長(橋本幸弘君) それでは引き続きまして次に移ります。

なお、政府よりは御要求によりまして中野経済企画庁調整局長、鶴岡外務省国際連合局長、白幡外務参事官、柿坪通商産業省通商局振興部長、高橋大蔵省為替局投資課長が出席いたしております。

それでは御質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

○永野護君 この法案の根本について伺いたのですが、これは何ですか、貸しつけるというつもりで元金は回収するということに重点が置かれておるのですか。

○政府委員(中野正一君) 資金の貸付あるいはまた出資もできるわけでございますが、もちろんこれは回収するといふことを、ただこれは非常に長期にわたるといふようなことはあると思ひますが、回収することを建前にしております。

○永野護君 つまり私の伺いたいののは普通の銀行業務の対象にはならないといふことは、回収不能ということが非常に予想されるから、普通の銀行の貸付業務の対象にならぬといふことだろうと思ひますから、端的に言いますと、その金は回収不能になるものが非常に多いといふことを前提として運営しませんが、これをわずかしいことを言うなら、このワタにはまっています出資をする事業対象といふものはなかなか求められぬのではないかと思ひます。ことに、調査に金が出されるというのですと、必ず仕事になるとわかつていゝるものは調査は要らぬ、だから調査が

つまりむだになる。調査して金を使つても、それはむだになるというふうなものでも、やはり資金の回収はやらねるんですか。

○政府委員(中野正一君) 資金の回収については、二十一条にございますように、その事業内容が適切で、達成が確実であるといふところは十分審査いたしましてやらなければいけません。だから、全然もう回収の見込みがないということがわかつておるものに金を貸すという運用にはならないわけでございます。

○永野護君 適切といふことは、そういう調査をすることが適切という一——おつても、調査した結果を見ないと事業になるかならぬかわからぬ、それを調査するんだから、その費用を回収するといふ、つまり貸付金という形でやるのはそのこと自体が矛盾しているやうな感じがします。調査費用を出すといふことは事業資金を貸すのじゃないのです。調査してみて、調査した結果、これは事業にはならぬという結論の出る場合が非常に多い、必ず仕事になるといふ見込みが立つものでなければ、この調査費は出さぬといふので、これは調査ではなくて事業になりますから、そういう二つのことが意味されると思ひます。そういうふうな、つまり使い切りになると思ひます。この五十億の金といふものはきわめて早くなくなつてしまふ。それからその出し得る対象がどうかといふことの認定が、実際むずかしいなりはしないかと思ひます。それで、へたをするとか全く雲散霧消するような結果になるやうな気がするのです。調査費なんと

いうものは、大体会社でいえば経費で落とすべきもので、調査費を資産に計上するのは、それは事業になったあとで、事業になるまでに使った費用を、たとえ仮払金で資産に立てておくというよりはあり得ますけれどもね。事業にならないで終わる場合、非常に多いと思うのです。だから——これはなぜ私がそんなことを言うかといふと、こういう——これは憲法です。これは、これは。そうすると、今度は実際の運用に当たりますと、この文字の解釈というようにもなると、右左に分かれる場合が非常に多くなると思いますが、あらかじめ、調査費用なんでものは、まあまあ普通の会社では経費で落とすべきものだというような建前でこの基金が運営できるか、あくまでも貸付金であつて、元金はおろか、利息までもとるといふ建前でこれを運営するかというところは、非常に違ってくる。だから、その心がまえを聞いておきたいのです。

○政府委員(中野正一君) 特に調査のために金が貸せるというところは、これはもう御承知の輸出入銀行にはない規定でございまして、もちろんこれに金を貸すのでございまして、また利息もこれは当然、もちろん輸出入銀行よりは安い利息になっております。それからまた、回収の期間なんかも、相当これは——まあこれは調査をいたして、それからまた本格的な事業にかかるわけでございます。回収の期間等については、相当弾力的に考えたい。それから、担保等も、原則としてもちろん担保はとるわけでございますが、たとえば例としてちょっと考えられますのは、水産業なんかに進出するような場

合に、漁業組合というような形で出るというような場合は、担保をとると言つても、なかなかそれは適切な担保もないのじゃないかと思ひます。もちろんそういうときは役員の人的保証も一応必要になると思ひますが、担保等につきましても相当まあ弾力的にできるようにしてあります。ただ、やはりその計画そのものは十分審査いたしまして、この法律の条項に該当しておるかどうかというところは、それは相当慎重に調査をして進めるといふことになつて下され。

○委員(鈴木弘君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員(鈴木弘君) 速記を始めて下さい。

本会議が開かれますので、一たん本連合審査会を休憩し、本会議散会后、直ちに再開することといたします。暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午前十一時十九分開会

○委員(鈴木弘君) これから商工、外務委員会連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き、海外経済協力基金法案の質疑を行います。

○永野護君 私はこれからお質問したいと思ふことは、二十条のことです。というのは、どういふことにこれは出すかといふことのばく然たる方向と、それをどうしてきめるかといふことの具体的な方策、相当デリケートの問題を含むのであつて、これをあまり

窮屈にきめておつたら動きがとれない。それからこれをルーズにしておいたら直ちに雲散霧消する。

そこで運営のあり方について伺うのですが、その質問の内容が事務当局に答弁を求めるのは非常に無理なようなことが多いので、私は大臣の出席があるときに、責任のある大臣からの答弁を求めたいと思ふのですが、実は一点だけ申し上げますと、これをどういふ仕事に出すかといふ二十条の中に二つの条件がある。一つは、その仕事は東南アジア地方の産業開発に寄与しといふ一点。もう一つは、それが本邦との経済交流を促進するため緊要と認められたる事業と二つの条件があつて、この二つの条件のどちらかといふのではなくて、これは両方がそろつていなければ融資の対象にならないといふことになつてゐるのでありますけれども、これはこの条文の文句をかれこれ言うより、理念について非常に私の考へておることと違つたので、本邦との経済交流を促進するといふような条件は、私はむしろ要らぬと思ふ。東南アジア地域の重要産業の開発に寄与する仕事であれば、大きな意味で、広義において日本の経済交流を促進するのは当然ですけれども、これを直接する右、左に、日本の産業にすぐ寄与するものでなくちゃならぬ、たとえば、鉱山に行つて、その鉄鉱石を掘つてそれを日本の鉄鋼業に供給するといふようなことにのみ限定することは、この基金をこしらへた趣意には沿わないのであつて、その地方が開発されて、その地方民の生活水準を向上して、それが日本の貿易の発展にはね返ってくるというふうな意味においてなら、これは

もっともだ。しかし、こういう条文ができてしまつと、すぐいふゆる官僚の事務的解釈でいふと、それは日本の産業に直接寄与しないじゃないか、すぐ右、左に、それじゃその融資の対象にならないといふ解釈をされると、私は意味がなくなつて思ふので、少なくとも将来それが問題となつたときに、この条文はこういう意味だといふことを責任のある大臣から聞いておきたい、記録に残しておきたい、そういう意味で非常な大切だけれども、その運用の方法が非常に大切です。これはへたをすれば、社会党の森さんあたりに非常に攻撃の材料をこの法案は供給するやうなことになる。だからあらかじめそのワタをはつきりしておきたい。条文に書けばこの程度しか書けないけれども、従つてその条文の文句の末節にとられた質問をする気はないけれども、これはこういう趣意だといふことを質問応答を通じて記録に残しておきたい、こういう趣意です。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のありましたように、二十条の基金の業務の範囲は、東南アジア等の地域の産業の開発に寄与すると同時に、本邦との経済交流を促進するために緊要な仕事、こういうことになっております。特に本邦との経済交流を促進するためといふのは、直接に日本の産業に得るところあるいは貿易の増大になるというやうな意味ではございませんで、もう少し長期的に見まして、東南アジア等の産業が開発され、それによつてその地方の経済が発展するといふことになりまふといふと、結局はそれは日本にとつても長い目で見まして利益にな

る。また利益だけでなく、日本との経済関係が改善され、増進される。それによつて本邦との経済交流が盛んになってくる。こういうやうな長い意味で考へておるのであります。それがすぐに貿易の増大になるとか、あるいは直接日本の産業の増大、利益にはね返つてくるのでなければ、そういう事業でないといふ金を出さないといふ狭い意味ではございませんで、そういうふうには運用しない。なお、大臣から明確なそういう意味の御答弁、御趣旨の通りの御答弁があると存じますが、私からは以上のようなお答えを申し上げます。

○永野護君 今の局長の御答弁の通りであればまことにけっこうです。それを私は要望しておく。ただし、この条文を局長がおらないために、そうしてただ六法全書的に読むと、あなたの言われるようには出てこない。どうして具体的にそれがすぐ日本の産業に、すぐ長い目で見ていふやうなニュアンスはこの条文から出てこない。だからこれはだめだと言つて、あなたが在任中は間違ひないと思ふけれども、この条文だけで解釈すると、立法の趣意はさうであつても、すぐには出てこないと思ひます。そういうようには……だからさういふ意味だといふことを責任のある人から答弁してもらつて、それを記録に残しておきたい。しかし、あなたの言われることはまことに、もっともで、さうでなくちゃならぬ、さうあるべきだと思つておりますから、あなたの答弁としては満足です。けれどもその通りはこの条文をただすらすら読んで他日さうなると思ひぬから一言申しておきます。

そうして今度、それは非常に案に考えた場合だけれども、今度は反対に、非常にむずかしいのだけれども、何かワケがないと非常に利用される危険を含む。だから私が今非常に案に解釈しようという私の主張と、それから利用を防ぐという方の私の主張とは一見矛盾するのです。非常にワケをはめておきたいような気もするし、手放しになりますと、形は貸金で返さなければならぬという形になって、安全なように見えますけれども、実際の運用で極端に言えば、借り主は一ぺん破産させてしまえば御破算になるというようなこともあります。そこにもそういう場合が起こり得ることも十分考慮して、そうして純経済的にこれを解釈運営していきたい、こう思うわけであります。その矛盾した二つの希望をどこで調整するか、というようなことはこれは全然政治問題であって、事務当局に返事を求めることは無理だと思えますから、大臣の出席を求めて、政府当局の責任ある運営の方針をはっきり示してもらいたい、こういう趣意であります。

○委員長(鈴木幸弘君) 速記をとめて下さい。

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて下さい。

○森元治郎君 小さい問題から伺いますが、「東南アジア等」とあるのですが、中近東とかアフリカというようなことを、メンションしてないのは基金が小さいから遠慮したのか、そこらもからみ含んでいるのか。それから来年度は相当額を増額する、増額は一体どのくらいの増額を見込んでいるのか、

その理由、増額の理由ですな。それからこれは単に基金のワケを作っただけではなくて、やはり必要に迫られて基金を設置したんだから、少なくとも東南アジア方面の経済協力について何か予想される開発事業というようなものも頭にあるんだらうと思うがどうか。それからこういう特殊法人のことを私はしろろとでわからないのですが、運営の委員というか、総裁の諮問機関というのはどういう人たちをもって構成するのか、元役人さんのような人ばかりが集まるのか、広く各界の人を入れるのか、大体四点ですが、お伺いします。

○政府委員(中野正一君) 御指摘の第一点の「東南アジア等の地域」と書いてございますが、東南アジアにつきましては、これはもちろんわが国とも、地理的に見ましても、また経済的にも今後最も関係を密にしてともに榮えていかなければならぬという地域でございます。それで、東南アジアというところを特例を示したわけでございます。これは「等」が入っておりますのは、もちろん中近東であるとか、あるいは中南米とかいうような、具体的に見てまた今後開発をやっていくかききならぬ地域は当然入るわけでございます。

業を伸ばしていくというふうにならうかというふうに考えております。

それから増額の問題でございますが、これは三十六年度の予算といたしまして、今大蔵省に対してさらにもう五十億の予算要求を出しております。折衝をいたしておるわけでございます。

それから予想されるような案件というところでございますが、これは実はまだこの輸出入銀行のベースに乗らないというものが対象になるわけでございます。今までのところまだ輸出入銀行へ持っていくても、とてもこれははしにも棒にもかからない、——はしにも棒にもかからないというのにはちょっと言葉が言いすぎかと思えますが、とても相談にも取り上げてもえぬだろうというふうなことで、さたやみになつておるような関係で、過去のものと今すぐこれを、できれば拾いあげるといふことはききりまだ申し上げかねるわけでございます。ただ一応われわれの方で百億程度というふうに考えました際にいろいろ考えておりますことを、これはまあ役所ベースで考えたこととございまして、実際にこういふふうな案件が出てくるかどうか、これはもちろん開発の対象になりまする諸国からの御要望、またそれと提携をする日本側のいろいろの民間の会社といふいろいろ折衝いたしまして、あるいは政府間でいろいろ折衝して、だんだん案件が固まってくるわけでございます。一応われわれが予想いたしておりますものは、開発の主体が中小企業が目的である。たとえカリマンタンの森林開発であるとか、これはちょっと最近では話が消えておるよう聞いてお

りますが、ベトナムでウルシの開発をやりたい、こういうものは大体開発の主体は中小企業者でございまして、こういうものが向こうにいて、そういう仕事をやろうとしても、なかなかこれは信用力なり、あるいは開発にも相当期間がかかりますので、輸銀のベースではとても問題にならないというよう聞いております。そういうものが一つ考えられます。

それからもう一つは、最近の例といたしまして、インド、パキスタン、セロン等におきまして、今までは延べ払いで大体輸出入銀行が主体でやっていたわけでございまして、向こうは御承知のように非常に開発をやりたいが、外貨が不足しておるといふようなことで、単なる延べ払いだけではどうもうまくない。そのうちの二割であるとか、一割とか、一部を投資に振りかえて、結局機械なら機械を輸出する、あるいはプラントを輸出する方の側に對して、一部を出資に変えてもらいたいというふうな要望がございまして、そのケースは相当たくさん出ております。こういう場合に、輸出入銀行のベースにはやはり乗りがたいというところとございまして、こういうようなケースは、その一部を投資に振りかえるというふうなことになるかと、相当案件が出てくるのじゃないか。

それからその次に、低開発国のこれいろいろな要望はたくさんあるわけでございますが、向こうに中小企業を起こしたいというので、中小企業を開発関係というものは、これも今すぐどう具体化するかというところはなかなか予想がむずかしいのでありますが、民間の方から非常に要望が強いわけです。

特に中小企業は日本が非常に得意である。そういう技術というふうなものは非常に日本は得意としておる、特色がありますので、これはほかの国にいろいろ期待いたしましてもうまくいかなければ日本によって中小企業を起こしてくれ、こういう案件が出て参ります。

それから、これは通産省の一部で考えられておりますが、デモンストレーション・プラントと申しまして、向こうへ工場を作つて見せる。これは普通格好になると思いますが、こういうようなものも考えるわけでございます。その他の案件等もございまして、大体最低来年一ぱいかかって百億くらいの金は要するのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

それから諸機関の問題でございまして、これは先ほどもちょっと申し上げましたが、運営協議会というものを置きまして、これは本基金のやりま経済協力というのには非常に関係のある機関が、外務省、大蔵省、通産省と大へん多いのでございまして、そういうところの所掌事務と関係することと重要な事項につきましては、運営協議会というものを、これは行政機関職員だけで構成をいたしまして、これは各省の所掌事務との関係において連絡をとつてやるというふうになっております。

それから別に、そのほかに対外経済協力審議会というものが近くできることになっております。これはこの前の国会でたしか総理府の設置法を変えまして、これは経済協力の基本的な、総合的な問題を、これは主として大臣とそれから民間のその方面の権威者という者

を集めまして、これはまあ経済協力全般の大きな問題については、経済協力審議会が民間の権威者の意見を聞くという事になっております。この基金には特別参加であるとか顧問であるとかというふうなものは置く必要はないかというふうなものは置く必要はないかというふうなことは今のところは考えております。

○永野護君 閣下、今の例に出されましたが、いわゆる輸出入銀行には、はしにも棒にもかからないというふうな産業で、こういうものでやったらいいと思う例の中に、たとえばマライのクマラ地帯とかソングラ地帯とかいうものは例の中に入りますか。

○説明員(白幡友敬君) クマラ地帯の開発のお話は伺っておりますが、いろいろこの問題は国際的な問題もあると思ひますが、さような問題を一応除きまして、純技術的に見ました場合、その事業自体は非常に大きな計画になると思ひますので、資金的な制約もあると思ひますが、これを場合によつては調査をするという面でもつてそれ自体取り上げますという事は、この基金の対象にならないという事は申し上げられませんか。つまり対象には一応なり得る問題ではないかと思ひます。

○永野護君 その点について、私は、対象にならないこともないというふうな消極的な意見じゃなくて、さっきからの御説によると、ティピカルなたとえばこういうことという調査だけするのです、じゃないかという感じがするのですが、今の局長のお話によると、裏から言つて非常にニヤアンスがだいぶ違ふのですけれども。

○説明員(白幡友敬君) 今表現が非常に悪い感じがしましたが、具体的にまだ

実はどういふふうな計画で、たとえば調査の段階でどういふ観点で調査をなさいますか詳細に承つておりません。従ひまして、きつめて大きなわけでありまして、そういう意味では一応この基金の対象になり得るのではないかとこのように考えております。

○森元治郎君 これを読んでみると、やはり感ずることは、政治と経済、一体どっちが重点なのかきつめてこれは中途半端な内容のように見える。こういう海外経済協力というものは、もととはこれは自由陣営その中の親玉のアメリカが共産圏の進出に対抗して援助をしようという政治的な非常に強いことから、これは始まつてきた問題だと思ひます。私が聞くと、政治性もあるようでもあるし、出資金は回収するのとき御返事もあつて、そうかと思つと、ベトナムのウルシというものはどういふものかわかりませんが、けれども、どうも先ほどおっしゃつたはしにも棒にもかからないものに長期低利で貸し付ける、長期低利というのですから、五年から十年ぐらひのことでしょう。取れっこない。これは捨ててしまふ、恩恵だ。それをやることによって幾らか自由陣営の片棒をかついでいる日本に好意を持つてもらおう。それによつてほかの商売の方が幾らかでもできるならばというふうな感じも、期待するというふうなことで、政治と経済がどうも意圖するところがはつきりしてないと思ひますが、これを作られるときには、局長さんはどんなふうな上からの御指示でこの法案を作られたか、大臣がいらないから、ちよ

と無理だらうが、あなたはどつちからこの指示で作つたおつもりですか。○政府委員(中野正一君) 本基金の成立につきましても、昨年の実は終わりがらだつたと思ひますが、その頃からどうもやはり輸出入銀行の商業ベースと言ひますが、金融ベースと言ひますが、そういうものだけではどうもやはり低開発国との経済の提携あるいはそういうところの開発を助けていくというふうな意味合いの事業は、輸出入銀行だけではどうしても工合が悪い、特に出資というふうなことが、直接に出資するということとは、輸出入銀行では御承知のように出資するために金を貸すということはありますが、できないというふうなことから、ごくそれは、その意味では事務的にと申しますか、ほんとうの話を申しますと、実は通商産業省あたりが非常に力を入れてそういうことを言ひ出したわけでございまして、そういうことからのいろいろ研究いたしましたので、どうもやはりこの輸出入銀行と別個にこういうふうな輸出入銀行のベースに乗らないような資金でもほんとうに大事な事業があるのだから、そういうもの、また出資というふうなことにしよう、また出資というふうなことも場合によつてはできるようにしたい。特にこの金利の問題もございしますが、今言つた、先ほど例をあげました森林開発とかいろいろ資源開発等の仕事はやはり相当長期に金がねる、輸出入銀行は御承知のように原則は十年以内ということになっておりますが、この期間につきましても、その程度じゃどうしてもうまくいかぬというふうなことから、関係省がよりより集まりまして、いろいろ相談をした結果、ことしの三月に話がまとまりまして、こういう法案を出そうということ、この前の通常国会に出したわけでございまして、その意味合いにおきましては、単なるコモーション・ベースというか、金融ベースというか、そういうものだけでいくのじゃなしに、もうちょっと金融については弾力性を持たせて、しかし、これはあくまで経済のベースで考えていかなければならない問題ではあると思ひます。輸出入銀行でいっておるコモーション・ベースというふうなものは、もう少し広い意味で経済協力というものを考えていく、またそういうことが各国からも非常に要望がありますし、先ほど申し上げましたような世界的な低開発国に対する経済協力の傾向というふうなものに合致するのじゃないかというふうな意味合いにおいて、この法案を出したわけでありまして。

○森元治郎君 その対象の中にインド、パキスタンの延べ払いに關して一部を投資に振りかえていく、こういうものへの経済協力の態度は私はいいと思ひますが、へたをまごつくと、これは大きな国際的なやみの根源になり、非常に暗い問題が出てくるおそれがあると思ひますが、そういうところについてはどんな心構えでおられるのですか。

○政府委員(中野正一君) この基金の運営に当たりましては、もちろんこれは税金でもつて作るわけでございまして、この非常な放漫な運営というところは許されなかつたと思ひます。従ひまして、そういうことにつきましても十分慎重にやりたい、また先ほど申し上げました運営協議会というふうなものが

総裁の諮問機関としてございまして、これは関係省の役人だけではございませんが、そういうところで、そういう事業なり運営の全般の問題については漸次意見を述べることができるといふこと、もちろんこれは各省の所掌事務の關係からの發言になると思ひますが、運営協議会でそういうこともよく相談をしてやるということになっております。また、先ほど申し上げましたように、経済企画庁長官がこれはもう監督いたしまして、この法律の趣旨に従つて業務をやらせるように必要なる監督命令も出せるようになっております。運営に当たつては慎重を期したいと思つております。

○森元治郎君 へたまごつければ、輸出入銀行の厳格なベースに乗らないものが多いのですから、へたをすれば、この産業の開発にもならないし、出したものには何にも回収ももちろんできないという事態も想像されるわけでありまして、これはやはりある場合には捨てるといふくらい腹をもつて、やはり政治的に——先ほどあなたもちょっと私のお話に賛成したような御答弁がありましたが、ある場合には捨てるんだと、そして、しかしその国々の被援助国民の好意は取りつけておくんだと、こういう腹がまえがなくちゃ、とてもこれはそろばんに合わない仕事のようにですから、その辺の心組は事務当局ではどんなふうにしてございましてか。

○政府委員(中野正一君) 法律にも書いてございまして、これはあくまで長期のあるいは低利の金を貸す建前になっておりまして、しかもその開張事業というものは内容が適切で、達成が

果、ことしの三月に話がまとまりまして、こういう法案を出そうということ、この前の通常国会に出したわけでございまして、その意味合いにおきましては、単なるコモーション・ベースというか、金融ベースというか、そういうものだけでいくのじゃなしに、もうちょっと金融については弾力性を持たせて、しかし、これはあくまで経済のベースで考えていかなければならない問題ではあると思ひます。輸出入銀行でいっておるコモーション・ベースというふうなものは、もう少し広い意味で経済協力というものを考えていく、またそういうことが各国からも非常に要望がありますし、先ほど申し上げましたような世界的な低開発国に対する経済協力の傾向というふうなものに合致するのじゃないかというふうな意味合いにおいて、この法案を出したわけでありまして。

○森元治郎君 へたまごつければ、輸出入銀行の厳格なベースに乗らないものが多いのですから、へたをすれば、この産業の開発にもならないし、出したものには何にも回収ももちろんできないという事態も想像されるわけでありまして、これはやはりある場合には捨てるといふくらい腹をもつて、やはり政治的に——先ほどあなたもちょっと私のお話に賛成したような御答弁がありましたが、ある場合には捨てるんだと、そして、しかしその国々の被援助国民の好意は取りつけておくんだと、こういう腹がまえがなくちゃ、とてもこれはそろばんに合わない仕事のようにですから、その辺の心組は事務当局ではどんなふうにしてございましてか。

確實であると認められる場合でなければ貸してはいかぬ、あるいは出資をしてはならないというこの制限があるわけであります。この法律の趣旨に従いまして運営をやっていくべきである。ただ先ほどもちよっとお話が出ましたが、本基金は運用益の範囲内におきまして自分で調査をやっていく。これはもちろん当然運用益の範囲でやるわけでありますから、その対象については、これは調査をすることによる利益も上がるわけではございませんが、これは運用益の範囲内においてこの開発事業に連関をいたしました必要な調査はできることになっております。

○森元治郎君 いずれ大臣がおいでになったときに、ほんとうに意図するところの根本で、これがはっきりしてないように——これを実施していく上において、大きな目的と違ふことになりはせぬかと思うので、大臣にあしたでもそういう機会があればたまたまというのであります。

○佐藤尚武君 私は先ほど来事務局から詳細な説明を伺っておりまして、今度の基金を設定するというこの法案には、大体において賛成したいと思うものであります。私は特に本日伺いたいと思うことは、この基金の運用面において国連とどういう関係に立つかということでありまして、

しかし、その前に小さな点の一つお伺いしておきたいと思ひます。それは第二十一条でもってこの基金の運営に關しまして制限がついておる。これこれの場合に限って第二十条の資金の貸付等をやるのだと、こういうことになっておる。その制限の中に、輸出入銀行とか一般金融機関から通常の条件

によつて貸付ができない場合であるとか、あるいはまた基金以外の者から出資を受けることが困難な場合ということとありますが、これはどういふことを意味するの。基金以外の者から出資を受けることが困難ということが、ちよっと私に了解ができればいいので、それを一つまず御説明をお願いいたします。

○政府委員(中野正一君) 第二十一条の輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件では貸付を受けることがむづかしい場合というのがまず第一でございまして、これは輸出入銀行の業務方法書に貸付の条件が相当詳細に書いてあるわけでありまして。たとえば金利は長期投資に対して金融する場合に四厘五分厘以上、期間は十年以内というふうなことが書いてあるわけではござい

ます。また担保は十分取る。特に輸出入銀行におきましては、法律にも償還が確實なものでなければ貸しづらいかぬという厳重な制限がございまして。そういう担保条件、貸付の期間あるいは利率というふうなものから見まして、とても輸出入銀行に持つていっても貸してももらえないというふうなことが、まあ、客観的にいいますと、そういうことがわかるわけではございまして。何も一々輸出入銀行に行きまして、断られてから、この基金に來るといふふう

に考えなくていいんじゃないか。もちろんそういうケースもある。輸出入銀行に行きまして、とても私のところでは条件が、業務方法書なり何なりの点から見ても貸すことはできませんと、こういうことを言う場合もあると思ひます。そういう場合が前段でござい

ます。それから基金以外の者から出資を受けることが困難——先ほどもちよつと申しましたが、たとえば中小企業の方が集まって一つの会社を作る、あるいは組合でもって現地に進出していろいろの仕事をやる、そういうような場合に、だれかほかの一般の会社の人等から出資をしてもらおうと思つても、十分の出資を受けられないというふうな場合は、この基金の対象になるというふうに思ひます。

○佐藤尚武君 それでは国際関係の問題について、二お尋ねしたいのです。が、低開発地域の開発をはかるということは、これはもちろんその国々の発展のために必要なことでござい

ます。が、世界の全体の繁榮の上からいいますと、低開発地域をいつまでもそのままに置いておくということは、これは許されぬことではなからぬと思ひます。天然の資源を持ち

て置くというふうなことがあつてはならない。それはその国自体の不幸であるばかりでなく、世界の人口がこういふふう

に急速にふえていくときにあたりましては、世界全体の幸福増進のためからいって、そういうことは許されぬはずであります。でありますからして、こういうふうな低開発に關していろいろの手段がとられてい

るというところは、これは当然のことではないかと思ひます。日本国内においてこういうふうな特別の基金が設定されるというところは、これは歓迎しな

ければならぬことだと思ひます。しかし、国際的な見地からいいますと、そういうふうな資金を供給し得る、もしくは技術を供給し得る

国々が各別々に働きかけるというふうなことは、これはあまり歓迎されな

いところではないかと思ひます。と、それがいろいろに分かれてい

る感じが私としては抱かざるを得ないものであります。国際連合そのもの

は、その低開発地域の開発問題について、非常に最初から注意を払い、

していろいろ努力をしておるのを見えるのであります。それが拡大技術援助計画というふうな機構をこしらえて、

とうそれが実現しなかった、こういうようなわけでありまして。そこで昨午になって、あの有名なポール・ホフマンが主として働きかけて、国連に特別基金を作るということになって、日本からもしかし四十八万ドルですか、去年、今年と出資をした模様であります。これは大へん私はいいいことと思うので、それまでは国連がやろうとしても、アメリカがしり込みして援助を与えなかったために、先ほど申しました特別基金というものはできなかったものでありますから、今度ポール・ホフマンのやりましたその特別基金は、アメリカが態度を変えて乗り出してきたということで、ものになりつつあるように見受けられます。

これはまあ大へんいいことと思ひますけれども、そこで、この日本にこういうような新しい基金の制度ができて、日本側として投資をする機構がこれによってできるわけでありまして。もちろん、東南アジア地方開発の上からいひまして、これは大へんに諸外国から見ても歓迎されるべきことであらうかと思ひます。しかし、何と申しまして、現在のところではあるいはコンボ計画にいたしまして、国と国との間の相対する契約でもって開発を進めておるといふような関係、それがまた、それだけならまだいいのであります、これが東西両陣営の政争の場として、東南アジアなり、アフリカ諸国なりが使われるという傾向が、最近において顕著になってきたことは、これは認めざるを得ないと思ひのであります。もちろん、これらの低開発地域に對します援助は、何も自由陣営の独占であつてはならないといふことは、

これは当然な話でありまして、それは自由陣営の特権でも何でもないのでありますからして、どこの国でも、これが開発に大きな意欲を持っておる国であるとするならば、当然共産圏といへども、投資をし得なければならぬはずのものではありますけれども、それが東西両陣営のいゆる冷い戦争の現実の問題として、アフリカならアフリカでもって、両陣営の間で争われるといふことになりまして、これはその受ける方の国からいって、まことに迷惑千萬なことではなければならず、また世界平和増進の上から見まして、一つはむべき問題でないと思ひのであります。

そこで私は、この日本などが、これから海外投資に乗り出す、低開発地域の開発のために乗り出すといふことになったとすれば、そういうような両陣営の争ひなどに飛び込まないような仕組みでもって、これをやていかなければならぬ、こう思ひのであります。いづれ日本は投資は、全くひものつかない、無色な投資であるといふことを、その受ける方の国々によく周知せしめなければならぬと思ひのであります。それにはやはり国際連合などと密接な連絡をとりつつ、あるいは経済社会理事會にこれを報告するとか、国連の了解を得て、そうして乗り出すとか、いろいろな方法があるかと思ひますが、やていく。つまり、日本の投資といふものは、公明正大、その受ける方の国の発達、国民の幸福、その増進のために日本は乗り出しておるのだといふことを周知させるといふことが、私は非常に必要である。そのためには国連

を利用するといふことが最もいい方法ではないかと思ひのであります。繰り返して申すようでありまして、けれども、日本の投資といふものは、そういうような両陣営のおのおのの帯びておるところの色彩には一切触れないで、そういうたような色彩以外の投資であるといふことでなければならず、そこにおいて初めて日本の投資といふものが有意義なものとして、後進国から受け入れられると思ひのであり、また、そうやってこそ、初めて日本の工業力といふものが、産業といふものが健全な歩みをたどつて、そして発展していくものではなからうか、こう思ひのであります。

つきましては、政府におかれては、日本のそういうような海外投資の計画と国連といふもののつながりを、どういふように考えておられるか。また今までのいろいろな手段はとつてこられたらうと思ひますが、そういう点に關しまして、私はあまり詳しい報道を持っておりませんので、政府側から、この際この機会を利用して御説明いたされたいと思ひのであります。

○政府委員(鶴岡千四郎) 一言に申し上げますと、国際連合を通じます技術援助、経済援助と、それから二国間のベースによります援助とは補完関係にあるのであつて、また補完関係にしようといふ心がまえで運営すること、今まで私どもの命じられておりました方針でございます。

御承知のように国際連合憲章は、その前文で一そう大きな自由の中で、社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意しておりますし、すべての人民の経済的、社会的発達を促進するた

めに国際機構を用いる、国際連合を用いるという決意を述べておりますし、なおその上に、憲章の第五十五条におきましては、「一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び発展の条件」を促進すべきものであるといふふうに規定しておるわけでございます。要するに佐藤先生が、今お述べになりました通り、国際連合は世界平和が一つであると同じように、世界の繁榮もまた一つであるという思想に基づきまして、その思想を実現するのが国連である、その決意及びその方法を、ここに述べた次第であるかと思ひのであります。

国際連合を通じます援助と、二国間の協定あるいは話し合いを通する援助との特徴を一言申し上げますならば、国際連合を通する援助は、政治的な影響と援助とを遮断することができるところに大きな妙味のあることとお説の通りであるかと思ひのであります。たとえばコンゴの援助の例によりまして、安全保障理事會が四回、特別緊急總會が一回、通常總會においても、また引き続きその審議が行なわれ、それがまだ続行されておるのであります、そこに支配しておった思想は、コンゴへの技術援助は国際連合のみを通するものであつて、それ以外はやめよう、すべての援助は、国際連合を通じて、やういふ思想が支配的であつたのは御承知の通りでございます。で、もう一つの特徴は、国際連合の手による援助でありますならば、世界的な規模において知識を集める、エキスパートを集めることができます。また世界的な規模において技術を習得おとするフェ

ローを募集することもできるというやうな規模の大きさの特徴がございます。ただ何と申しまして、機構が大きくなり、関係者が大ぜいになって参りますといふと、その活動が、どうもやはり身重になりがちであるといふ、そういう弊害があるのは、これは申すまでもないわけでございますし、また今日の世界におきまして、援助を受ける方の国の数が非常に多いので、ややもすれば先進国に対して援助を出せ出せといふ、その要求のあまりの大きさに、先進国はたじろぐといふたやうな、そういう傾向のあるのも、もっともでございます。

それならば、今日まで国際連合は、どんなことをして、日本はそれに対して、どういふ態度をとつてきたかといふ点について一言申し上げたいと思ひますが、国際連合におきましては経済社会理事會その他を通じて、これは先進国と、つまり援助を与える国と援助を受ける国、両方の協力の精神で技術援助が行なわれなければならぬ。従つて先進国の先ほど申し上げましたやうな高い理想追求の精神を忘れてはならぬ、いづれ同時に受け入れ国も、せっかくの援助資金でありますから、これを有効に使わなければならぬ。そのためには、今日の欠陥は、受け入れ国の行政機構、その他資金の利用方法の面で足らないところがあるので、行政指導、オーベックスと申しますが、そういうやうな機構も設けまして、大いにその面を改善する、つまり受け入れ国において計画を立てたり、または実施したりする上においておくれないうにしよう、そういう企てが、二年ほど前から臨時に設けられたのであります、その

制度は、ことしの総会で半ば永久的に続けるということになったことは、その一例でございますし、また受け入れた資金、これは国際連合のみならず、いかなる資金でも、受け入れ国がこれを受け入れた場合に、それがある程度安全保障してやる。たとえば二重課税をかけるようにするとか、その他生産化、国有化という問題についても、慎重に考えるという考え方が出て参っておりますし、去年の経済社会理事會あたりで、その制度がよろしいというので、先進国も、また後進国と申しますか、援助を受け入れる国の方でも、これに賛成の意を表している次第であります。この面から、だんだんに国際連合の手で固められつつあることは御同慶だと思っております。

なお国際連合は、一面において援助を求める国の声が非常に強く、その援助を要求する度合いも強くて、先進国はたじたじと申しましたが、確かにその傾向がございますのは事実でありますけれども、すでに国際連合となつて十五年、その間新しい国々、後進の国々も、だんだんに物事の実体を洞察いたしまして、自分たちが援助を受ける、その根本条件は、先進国の経済的繁榮の維持、発展であるという事実にも気がつきまして、そのことを、ことしの夏の経済社会理事會において宣言した事例もございいます。

そういったようなわけで、私は国際連合を通じて技術援助は、あるいは経済援助というものは、規模の大きいために活発度を欠く危険はあるにはあるけれども、今後だんだんにスムーズな発展を遂げていくのではないかと

希望を持ってよろしいかと考えております。

具体的な例は、それならば具体的に国際連合は、どういう機構を設けておるかとお申しますと、おもな機構は、特別基金と拡大援助計画、この二つでございます。日本といたしましては、この両者に賛成いたしまして、一九五九年度、一九六〇年度の二年度におきましては、それぞれ六十一万五千ドルずつを出しまして、来年度につきましては、十月にクレジットと申しまして、大体来年度というふうに出すかという誓約をする會議が持たれるのでありますが、そこにおいて國会の御承認を得ることができますれば、ことしはこれを三倍にいたしまして、約百八十万ドル程度の拠金をするということを申したのでございいます。つまり日本政府は、国連を通じて援助計画に強い熱意を示している次第でございます。

ついでに申し上げたいと思ひますが、特別基金は大体長い計画に対して行なわれて、拡大援助計画は短い計画、小規模の計画に対して、ことに人の教育その他に重きを置いた計画をいたしております。特別基金は、この基金の分担をする国及び基金に対して拠金をするが、それを受け取らない国と、それから援助を受ける国と二つに分かれておまして、日本は、その援助を受けない国になっておるのでございいます。しかしながら、まあ私もホフマンあたりとも話をいたしました。もし日本において何となくの事業をする。それが後進国援助のためになり、かつ後進国がその事業を支援するというような場合であるならば、特別基金から援助をしてもよろし

いということであつたのでございまして、目下のところAPO—アジア生産性機構、それからエカフエ地域の社会防衛制度の訓練センター、それから地震工学のトレーニングセンター、こういうようなものを、日本といたしましては東南アジア及び世界の国々との協力によって、日本にこれを設け、そこに特別基金の援助を受けるといふ計画を推し進めておるわけでございいます。

日本はエキスパートにつきましては、一九五九年に二十名のエキスパートを外国に派遣しております。また一名のエキスパートを受け入れております。一九五九年のフェローの方といたしましては、日本といたしましては六十一名を外国に送つておるのでございいます。なおフェローとして日本が受け入れて、研修その他をしてあげた外国人は六十七名、一九五九年に六十七名に上つておるというふうなことでございします。DAG諸國におきましても、国連を通じて経済技術援助を二國間の話し合ひで援助をするというところは相互補完関係にある。一方において二國間関係の援助でありまするといふと、とかく政治的な影響があるといふふうに見られる。そういう弊害がありますが、同時にやはり一つの國といたしましては、その國の経済技術の持味味を持っておたり、歴史的、地理的な意味で、ある國々とは特に提携がしやすい、それも早くできるといふたようないいところも持つておりますので、この両方を生かしていきたいといふような考えで今日進んでおるのでございいます。

いづれにいたしましても、その両方一貫する思想は、世界の平和は、やはり一つである、世界の繁榮がまた一つ

であつて、自分だけが榮えるというわけにはいかない。今日の世界は、そういう世界であるといふ、そういう基本的な考え方に立っている次第でございます。

○佐藤尚武君 ただいまの御説明で、コンゴに対する経済援助は、国連を通じてのみ与えるのだという決議が成り立つたように伺ひましたが、それは国連の總會の決議でございいますか。

○政府委員(鶴岡千陽君) それは国連總會、今度、九月十七日から二十日までに行なわれました緊急特別總會、これで、九月二十日の午前一時ごろできた決議の中にあります。それが今度の通常總會の方では、まだ決議ができておりませんから、決議の形にはなっておりませんけれども、そのことは非常に多くの代表團がリファレンスしまして、賛成の意を表しております。

○佐藤尚武君 これは大へんに国連としても、非常にいい前例を開いたものと思われまします。このポール・ホフマンの報告書の内容を見ても、今までの国連内に設けられた、たとえば拡大技術援助計画であるとか、いろいろな活動が行なわれておつたのでありますが、そしてまたその活動の結果として、この報告では、すでに九千人のエキスパートをこれらの低開發地各國に送つたとか、あるいは一万六千人の學生たちを教育したといふようなことが載つておりますので、かなりの成績は上がりつつあると思ひますけれども、しかしその先に参りますと、ポール・ホフマンそれ自身が言つてゐることであるが、これらの国連の運動は、大へんまずい言葉ではあるけれども

でもブレ・ブレ・インヴェストメントだと言つております。つまり投資そのものが目的であつて、そのためには準備行動が必要であるが、しかし、今まで国連がやってきことは、その準備行動のもう一つ前の準備を今やりつつあるといふふうな調子でありまして、それから考えますならば、国連の活動は、まだまだその前途遠慮であると言わなければならぬと思ひます。

そのほかに、どうも私は統一がうまくとれてやられていないのかどうかというのを疑わざるを得ないのは、活動面の機構としては、國際復興開發銀行であるとか、インターナショナル・ファイナンス・コーポレーションといふものがあるらしい。そのほか、國際開發協會といふものがまたできて、そしておのおのが活動をしていく規模でありますけれども、こうやっていろいろなものが出てきて、できるのはいいとしても、その間に、ほんとうに有意義な連絡がとられていくのかどうかといふことについて非常に私は疑問を持つてゐるものであります。しかし、これらに關しまするまた詳細の御説明は他日の機會に譲ることにとしまして、結論として、私の希望を申し上げるならば、先ほども述べた通りであります。日本は海外投資、低開發地域に対するこれらの投資といふものは、やはりそのコンゴに対する経済投資の決議の趣旨に従つて、国連を中心としてやるのだといふ、そういう考え方でいくのが最も適切な方法だと考えますと同時に、それであつてこそ、各地方の住民たちの信用を得ることになるのであり、何といつても、日本はあれだけ大きな力をあつておれば

めてしまったような国でありますからして、信用の回復ということが第一でなければならぬと思うのであります。それには幸いに国連という機構があるのでありますからして、これの旗じるしのもとで、日本は進出していくという、そういうことを、これらの国々の人たちに理解させるということが、ぜひとも必要であるかのように思うのであります。

かくして初めて、日本は将来大きく伸びていくことができると思うのであり、かつ、日本自身が、私はこれらの国々の人たちにとりましては、いいお手本だと思っております。明治維新以来百年はかりましたけれども、ふんだんに欧米の文物を取り入れ、これをそしゃくし、そして今日の産業の隆盛を来したというその生きた手本を、東南アジアの人たちによく見せて、そしてあなた方も日本人と同じような気持ちになって、単に母国を排斥し、憎み、そして敵対行動をとっていくということばかりが能ではないので、彼らの持つておいた、ひいでた文化をふんだんに入れて、これを咀嚼してかかっていったならば、もちろん百年なんて長い時期を経ることなくして、もっとも短い期間に、日本ぐらゐの産業発展を実現することができるといふことを、よく理解させる。そこに私は、日本の将来伸びていく大きな使命があると思うのでありますから、どうか政府当局も、私のそういう意見をいられるかどうか知りませんが、でも、今後このせつかくできた基金の制度などを生かして活動さしてい

ただきたいということを申し述べまして、私の質問を終わります。

○大和与一君 委員長に先にお尋ねしますが、これは慎重に審議して早くきめてくれというのですね。これはまあうたい文句だけれども、きょう私たちが初めて見るわけでしょう。これをまあ、きょうあす中ぐらゐに相当無理にやっつけてしまうことになるのか。その内容が簡単なものであったら、これは賛成することがたびたびありますけれども、これは相当大きな問題だと思ふんですが、どうです、無理にやっちゃうんですか。

○委員長(鈴木幸弘君) お答えしますが無理にやるとか、そういうことは全然考えておりませんで、審議の状態によりまして、あげられるものならあげていただきたいと思ひます。

○大和与一君 それから、さっきの局長さんの答え、長過ぎるから、もっと簡潔に要領よく答えていただきたいと思ふんです。私も簡単に質問します。

第一は、東南アジアに中国も入っていると思うのだけれども、中国との関係は、この法案では全然ありませんか。どうなのか、第一の質問です。

○説明員(白幡友敬君) 通常私どもの言っております東南アジアという言葉の中には、中国、朝鮮、こういうものは概念的には入っておりません。従いまして、将来こういう地域に対しますこの基金の対象とするような事業が行なわれますような場合には、いわゆるその「東南アジア等」と、「等」の中に包含するという思想でございます。

○大和与一君 そうすると、まあ「等」という、「その他」とありますから、やはり一応、しないということではなく

て、具体的にいろんな問題が出てきた場合には、それに對して、まじめに考えて取り上げていくことになるのか、でなければ、中国などはそんなに困っていない国だから、今のところ、そんなことは考えていないのだと、こうなるのか、そのどっちです。

○説明員(白幡友敬君) ただいまの段階では、いわゆる中国大陸の方、あるいは北ベトナムとは、国交関係がございませんので、直接この基金の対象になるという事業というものは成立しにくいと思ひます。将来国交が結ばれましたら、こういう問題は当然出てくると思ひます。

○大和与一君 しかし、予算委員会では総理が、たとえば中国についても、政治的な問題は困るけれども、たとえば郵便とか、気象とか、そんなものはいくつかあることを、はっきりおっしゃっているのですから、段階的に積み重ねるに、やはり商売していった方が日本のためにいいのではないか、こういうことは、やや明確に方針を出そうとしているのだから、そうすれば、この問題も当然含まれると考へていいと思ふんですが、どうですか。

○説明員(白幡友敬君) 総理のお答えの趣旨は、大体いわゆる貿易を中心とした思想じゃないかと思ひますが、経済援助になりますという、若干必ずしもそれと結びつかない点もあると思ひますので、ただいまの段階では、ちょっとはっきりお答えいたしかねます。

○大和与一君 だから、はっきり区別できることと、それからできないこととがありますわね。この法案の趣旨は、

やはり日本の国をよくしようというのだから、その場合に、はっきりできないというものは、どういうわけかわからない。もう腹がまえては、それは別問題だと、別ワグだと、こういうふうにきめて、この法案を出したのかどうかということをはっきりおっしゃって下さい。

○説明員(白幡友敬君) ただいまの御質問の趣旨でありますと、はっきりできないときめておる思想ではございません。

○大和与一君 ではない……。

○説明員(白幡友敬君) ございませぬ。

○大和与一君 民間企業だけでは、資力が十分でない、これは簡単な言葉ですけれども、私たちは、民間の銀行なり会社なりが、実際に、何と言いま

すか、仕事ができると思つたら、黙っておいてもこれは流れていくわけですね。これに対して、開発銀行の裏づけも、心配がなければ出さぬという見通しに立って大体やっているわけですね。そういう面からは、これからは何も心配はないわけでしょう。だけれども、それがいやつを、これからやっ

てやろう、それが弱いところを国の力でめんどろをみようというわけでしょう。そうすると、一体国として収支がつぐなわなくても、いわゆる国際的な立場から弱い人を援助すると、こういう意味を含めて、やや捨てる金銭なそういうこともやるのだと、こういうことがあるのかないのか。

○政府委員(中野正二君) 今御指摘のように、東南アジアを初めとしたします低開発国の産業の開発を補助して、南方との経済交流を促進するため

に、いわゆる開発事業というものには必要な資金を貸しているというものであります。こういうものにつきましては、従来の輸出入銀行のいわゆるコーメンシャル・ベースというものは、どうしても金が出にくい、そういうもので、しかも向こうの産業開発には非常に貢献するというような例が、だんだんと出て参るわけでございます。普通の金融ベースということではいかぬ。たとえば、非常に開発に時間が長かかる。輸出入銀行でいきますと、普通は大体七年とか、最大十年以上金は貸せない建前になっております。そういうことでなしに、もう少し長期にわたる金、資源開発であるとか、漁業の開発であるとか、そういうような方面にこの基金を活用していきたいというふうに考へております。

○大和与一君 そうすると、ほんとうの商売をする専門家は、これは手がたくやるわけでありまして、そこに、しろうとまではいきませんけれども、やや冒險が含まれておるわけですね。そうすると、今のお話はわかるのだけれども、新しく援助をする場合に、その利害打算というものを、あなた方だけでなくて、ほんとうに責任を持つてだれがやるのか、どういう人たちが集まってくるのか、これを聞きたい。

○政府委員(中野正二君) 資金の貸付の意思決定は、これは基金の機構であります。総裁、理事というところで最終決定することになるわけでありまして、ただその間に、その事業の緊要性その他につきましては、関係官庁の職員で構成をいたしております運営協議会というものがございまして、この

基金が具体的にどういう会社に貸すとか、そういうことは、役所でありまして、指図はいたしません、全般的の基金の運用の方針、あるいはどういう方面の事業が大事であるか、またその事業を助けることによる経済的ないろいろな効果、そういう方面につきましても、関係省からも、いろいろ意見を運営協議会を通じて言うことになるわけでありまして。

○大和与一君 民間は入らないのであります。

○政府委員(中野正一君) 民間は入りません。

○大和与一君 そうすると、役所だけで相談してやるわけですか。そういった、あまりりっぱじゃないと思うのだから、たとえば、衆議院の付帯決議を見ても、在外公館と連絡してやれと。エチオピアでも、ネパールでも、あんな問題が起こっても、一つも連絡ないのでしょう、何しておるか知らぬけれども、そんなものを相手にしておったから……。国民の大事な金を使ってやるからには、やはり損をしないようにやらなければいかぬのだから、そういう場合には、どうなんですか。民間を入れないということ、在外公館との連絡ということは、今のような在外公館の力では十分ではないかと思うのだから、的確なやっぱり資料と、それから情勢の情報が入れなければ、そんな総裁をきめるといったって、格好だけだから、それじゃだめじゃないですか。

○政府委員(中野正一君) 本基金の業務につきましては、たとえば窓口の受付、それから審査、あるいはそれに伴う調査、そういう機能の一部は、従来

からやっております輸出銀行に委託をしてやる。相当事務的な部分につきましては、輸出銀行に処理させる。しかし開業事業に必要な金を貸すことでもございますので、基金といたしまして十分なる調査、審査もやりまして、そうして貸付をすることがどうかというのを決定することになるわけでございます。

それから在外公館との関係につきましては、御指摘の通りに衆議院におきまして付帯決議がございまして、本基金の運営にあたっては、いろいろ海外の情勢等を十分知った上で運営すべきである、その意味において、在外公館等とも連絡を十分にとるようという御趣旨の付帯決議がついております。もちろんこの外務省の代表が運営協議会に入っております、その面を通じて外務省方面とは、十分連絡はとれるわけでございます。在外公館等からも、十分に情報等をいただいて運営をするということになると思っております。

○大和与一君 そこがやっぱり大事なんで、やることは、かりにいいとして、たとえば事業の準備調査とか、または試験的実施のための資金の貸付、この辺が狂ったたら、これはまるでだめなんですよ。そこを私は言うわけなんです。その的がねらいをはずれないでいけるように、そのために、どういう衆知を集めて、しかも正確にやるのか、そこをもう少し詳しく正確に聞かぬと、一応の形だけ聞いておつてしょうがない。

○説明員(白幡友敬君) ただいま在外機関との関連のお話ございましたが、外務省といたしましては、経済協力、技術協力の陣営を強化しなく

ちゃならないということは、特に最近強く感じております。来年度の予算にも、このための係官の在外公館強化を、たぐいまれな増員のことにございまして、大蔵省と折衝中でございます。

従いまして、確かにこの経済協力の面では、従来日本といたしまして、いわば事業的にあまり歴史がないものでございまして、いろいろと在外公館の方の機能に、十分な点がなかったと思っております。人的にも大いに強化いたしたいと思っております。

それから、たぐいまれな御指摘になりましたネパールにつきまして申し上げますと、御承知のように、あそこには在外公館ございまして、インドの大使が兼任いたしておりますために、突発的な事故につきまして、情報が若干おくれおるのございしますが、実はごく最近、あの事変が起きます直前に、これは外務省からではございせん、形式的に外務省からではございせんが、実質的には政府の補助金を受けております団体から派遣ということでもって、前の外務省の大使をやっておりました日高信六郎さんを団長としてネパールの技術協力という意味で電源開発の調査団を送りました。これには政府の役人ももちろん入っております。同時に、民間の会社からも出してもらっております。それからあちらに駐在しておるのございまして、これはインドに駐在しておるのございまして、商社の人との協力も得まして、約一カ月間にわたる調査を完了いたして参りました。

従いまして、外務省といたしましては、できるだけ将来は、こういう後進国の経済協力のための調査を今後ますます進めていきたいと思っております。

○大和与一君 輸出入銀行よりは、やや幅広く運用できるように考えておるのです。これはちょっと抽象的な言葉ですがね。これはまあさき御説明があった大体中身だと思ふのですけれどもね。これをもう少し、あれですな、説明してもらいたいのです。そういうまいことが出来るのかどうか。

で、やや幅広くということ、やっぱり裏づけがなくなっちゃいかぬから、私は裏づけの方が大事だと思ふのですが、現地の模様、こちでできる、的がきまって、また実際にそれを運用する各関係省の会議、それだけじゃ、やっぱり不十分だから、なお必要な人たちの意見を聞くと、こういうことを初めにきめることが一番大事なんだから、その辺が……。それとさきもいって、これは損をするとかかっておつてやるのじゃないのだから、向こうさんのためにやるのじゃない、こちらのためにやるのだから、そこをもう一度総括的に話を願いたい。

○政府委員(中野正一君) この開発事業をやる場合には、もちろんやる主体というものが、まあ普通の場合には、日本の民間の人がこれを、向こうとの連絡を十分とってやるわけでございます。その意味では、その主体となる民間の会社なり、その事業体というものが、現地の情勢も十分調査をしまして、慎重にまあ計画を作りまして、そのうちの一部分の金を輸出入銀行なり、あるいはこの基金なりに申し込みをすると、こういう段取りになるわけでございます。

ただ、輸出入銀行でありますといふと、十分な担保を取れる。これは法律にも償還確実なものでなければ金を

出しちゃいかぬということが書いてありますので、十二分な担保を取れる。また期限に非常な制限がございまして、あまり長期の開発資金というものは、やはり輸出入銀行からは出しにくい。またその事業が……。もちろんこれは採算を無視してやるような事業に、幾ら政府の金でも出すわけではございせんので、採算ということは、十分基金として検討して金を出すわけなんです。

ただその場合に、この普通の採算よりは、ベースからみまして、十分これはやっつけたいということになし、少しでも危険性もあるというふうなものであります。そうすると、どうしても貸出しの利率も、そんなにたくさんは払えないと、こういうことにもなってくるわけでございます。担保条件なりあるいは貸付の期間、それから貸付の利率と、そういう点から見まして、輸出入銀行のベースには乗らないというもので、本基金で対象になり得るものが相当あるのじゃないか。そういう点を基金として十分調査を審査をいたしまして、貸付の決定ということになるのでございます。

○大和与一君 今までも政府から、これに似たような、いろいろな基金を出すことがあったと思うのですけれども、ずいぶん抽象的な言い方だけれども、大体、あれですか、大きな失敗をしたことはない。十のうちに失敗は幾つ、うまいったのが幾つと、ただし何にもせぬで、いいことも悪いこともせぬで、ずっと生きていくのなら、これはありますよ。これは幾らでもできるけれども、そうでなく、せっかく大きな金を使って、それであとにはきちんと報告されるのだらうと思ふのですけれど

も、うまくいかなかったことがありますか、率直に。

○説明員(柿坪精吾君) 従来の海外投資につきましては、輸銀の貸付を受けて行なったもの、あるいは自己資金だけで行なったもの、こういうようにございますが、従来投資の中でも、やはりすべてが成功したわけじゃございませんので、たとえばメキシコに出ました豊田の紡績工場、これあたりは現地資金の関係で制限がありまして、現地資金の均衡との関係がまずかった。あるいは通貨価値の問題、その他の問題で、一応株式を現地人に譲渡いたしまして引き揚げたというような例もございます。

ただ、全般的に申しまして、そういう失敗の例は、ごくわずかでございまして、まあ所期の通りとまではいかなくても、成功しておるものあれば、まずまずの成績をおさめておるといのが実情かと思えます。

○大和与一君 きょうはこれで。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑ございませんか。——他に御発言がなければ、商工、外務委員会連合審査会を、これをもって終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議はないと認めます。よって本連合審査会は、これにて終了することに決定いたしました。それでは、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会